

第4回 滑川町下水道事業審議会

令和7年1月31日（金）午前9時30分

滑川町役場 中会議室

目次

- | | |
|------------------|-----|
| 1. これまでの審議会の振り返り | P1 |
| 2. 滑川町下水道事業の課題 | P5 |
| 3. 下水道使用料改定案について | P16 |
| 4. 答申案について | P28 |

1. これまでの審議会の振り返り

1. これまでの審議会の振り返り

諮問事項と諮問の趣旨

下水道事業を取り巻く、
厳しい経営状況

- ・ **既存施設の維持管理**や
老朽化に伴う更新
- ・ 電気料金や流域下水道維持管理
負担金の改定、物価上昇に伴う
諸経費の増加による**維持管理費
の増加**
- ・ 節水思考により水需要は
将来減少傾向になることが、
予想される。



下水道事業を
**将来にわたって安定的に経営し、
経営健全化を図る**ために、

下水道使用料の改定

について諮問します。

1. これまでの審議会の振り返り

資料1-2

公営企業等の更なる経営改革の推進について

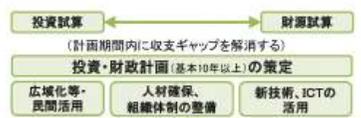
公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- ▶ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ▶ 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- ▶ 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う



相互に反映

抜本的な改革の検討

- ▶ 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討



※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の利用化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業にだけ限らず幅広く行うことを含む

公営企業の「見える化」

- ▶ 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- ▶ 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

13

経営戦略の改定に当たっての留意事項

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革(料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等)の検討
- なお、現在、経営戦略の策定を要件としている水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。

令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和6年1月22日付け公営企業三課室事務連絡)

- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要であることから、物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映させること。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後も、テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、令和6年度から令和8年度までを発行期間とする交通事業債(経営改善推進事業)の対象事業は、地方財政法に定める「資金の不足額」が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済(※)の事業としていること。
 - ※ 令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえた経営戦略を改定済、又は改定に着手している事業、令和8年度は新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえ経営戦略を改定済である事業とする。

20

出典：全国都道府県・指定都町公営企業管理者会議(令和5年1月24日開催)【資料1】：公営企業課関係資料

- ・ 総務省は令和7年度までに経営戦略の改定を指示
- ・ 下水道経営の将来の見通しを作成する必要がある
- ・ 将来の経営状況が芳しくない事業は、使用料適正化の検討が必要となる

経営戦略の策定状況

滑川町の経営戦略 策定状況

- ①令和4年度 経営戦略 改定
国交省より経営戦略に「経費回収率向上に向けたロードマップ」を盛り込むよう指示あり
- ②令和6年度 審議会を踏まえ内容を見直し

- ・「**経営戦略**」の改定推進について
(総務省通知 令和4年1月25日)

経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされている。

毎年度の進捗管理や**3～5年毎の改定を通じて**、PDCAサイクルを確立していくことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するものとなるものである。

- ・**下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項**

(国土交通省通知 令和2年7月22日付け事務連絡 下水道事業課企画専門官)

以下いずれかに該当している場合、社会資本整備総合交付金(国庫補助金)の重点配分の対象としない。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

2. 滑川町下水道事業の課題

前頁の記載を踏まえ、今後の下水道事業の経営に必要なことは以下の事項があげられます。

これまでの審議会を踏まえた現状分析や将来の事業環境から、滑川町では以下のような課題があります。

①当年度純利益の不足

②維持管理費の増加

- ・令和7年度に流域下水道維持管理負担金の改定
次ページ参照

③基準外繰入金の増加

収益的収支の見通し（3事業合算） * 市野川流域下水道維持管理負担金の見直し

項目／年度	今後10年間の見通し(単位：千円)											
	予算	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収入		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
使用料収入	205,262	206,447	207,770	209,111	210,482	211,872	213,310	214,523	215,766	217,027	217,145	
営業収益・その他	60	60	60	60	5,060	60	60	60	60	60	60	60
営業外収益 他会計補助金・繰入金	157,559	157,569	157,594	161,758	158,621	158,886	159,217	159,623	159,091	159,205	157,816	
営業外収益 国庫補助金	0	3,500	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期前受金戻入	97,027	101,575	101,481	101,543	99,980	99,904	101,797	102,103	101,846	101,902	102,043	
営業外収益・その他	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計①	459,912	469,156	471,910	472,477	474,148	470,727	474,389	476,314	476,768	478,199	477,069	
収益的支出		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
職員給与費	31,610	31,857	31,735	31,798	31,768	31,784	31,777	31,781	31,780	31,782	31,813	
経費	252,755	218,558	230,445	234,280	238,189	240,109	242,048	244,002	245,973	247,961	249,965	
減価償却費	187,216	193,084	192,992	194,397	195,399	192,538	193,371	197,061	198,162	197,762	198,865	
支払利息	22,169	26,731	25,014	23,837	22,398	21,028	20,924	19,563	18,662	18,751	18,181	
その他・営業外費用	13,900	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
合計②	507,650	484,030	493,986	498,112	501,554	499,259	501,920	506,207	508,377	510,056	512,624	
当年度純利益①－②		△ 47,738	△ 14,874	△ 22,076	△ 25,635	△ 27,406	△ 28,532	△ 27,531	△ 29,893	△ 31,609	△ 31,857	△ 35,555

- ・ 使用料は増加するが、下水道整備や既存施設の改築・更新工事により減価償却費等の経費が増加し、当年度純利益は赤字（令和6年度は予算数値）
- ・ 公営企業会計移行後に発生する減価償却費が毎年度約2億円発生する
- ・ 毎年度約3,000～4,000万円前後の赤字となっており、このままの経営状況が続くと非常に厳しい状態になる

収益的収支の見通し（2事業合算） * 市野川流域下水道維持管理負担金の見直し

項目／年度	予算	今後10年間の見通し(単位：千円)										
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収入		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
使用料収入		194,546	195,296	196,184	197,072	197,972	198,872	199,784	200,453	201,134	201,815	202,507
営業収益・その他		60	60	60	60	5,060	60	60	60	60	60	60
営業外収益 他会計補助金・繰入金		145,419	145,419	145,434	148,682	146,239	146,444	146,702	147,019	146,605	146,693	145,287
営業外収益 国庫補助金		0	3,500	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
長期前受金戻入		92,332	96,496	96,304	96,269	94,609	94,435	96,231	96,439	96,085	96,043	96,087
営業外収益・その他		3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合計①		432,360	440,775	442,986	442,087	443,884	439,815	442,781	443,975	443,888	444,615	443,945
収益的支出		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
職員給与費		25,916	25,149	25,534	25,343	25,439	25,392	25,416	25,404	25,411	25,409	25,435
経費		240,163	205,841	217,602	221,310	225,090	226,880	228,686	230,506	232,341	234,192	236,058
減価償却費		180,592	186,335	186,104	187,370	188,233	185,233	185,927	189,477	190,439	189,900	190,864
支払利息		21,681	26,280	24,574	23,408	21,981	20,624	20,533	19,186	18,299	18,373	17,788
その他・営業外費用		13,900	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
合計②		482,252	457,405	467,614	471,231	474,543	471,929	474,362	478,373	480,290	481,674	483,945
当年度純利益①－②		△ 49,892	△ 16,630	△ 24,628	△ 29,144	△ 30,659	△ 32,114	△ 31,581	△ 34,398	△ 36,402	△ 37,059	△ 40,000
基準内繰入金 公共		15,473	21,047	19,947	19,289	18,272	17,275	16,220	15,193	14,334	13,655	13,132
基準内繰入金 農集		5,927	5,233	4,627	4,119	3,709	3,349	4,313	3,993	3,965	4,718	4,656
基準内繰入金 2事業計		21,400	26,280	24,574	23,408	21,981	20,624	20,533	19,186	18,299	18,373	17,788

①令和8年度市野川流域下水道維持管理負担金の増加

令和8年度より、市野川流域下水道維持管理負担金の改定を予定しています。これにより、負担金単価は前年度比**19.5%~26.4%の増加**となり、更なる負担増が予想されます。

②維持管理費の増加

滑川町では、平成元年の事業着手から約40年が経過し、施設の老朽化の進行に伴う維持管理費の増加が見込まれます。また、ほか事務費も電気料金改定等による物価上昇の影響で増加しており、今後経営状況の悪化が予想されます。

■市野川流域下水道維持管理負担金の改定 令和8年度から *税込み価格
(現行) 87円/m³ → 試算結果①104円/m³ (+19.5%)
試算結果②110円/m³ (+26.4%)

流域関係町 滑川町、嵐山町、小川町 (3町) 処理人口 3.9万人

(例) 市野川流域下水道 滑川町・嵐山町・小川町 処理時 *有収水量はR5実績で試算

R6 87円 X 1,260,805 m³ = 109,690,035円・・・①

R8② 104円 X 1,260,805 m³ = 131,123,720円・・・②-① (21,433,685円)

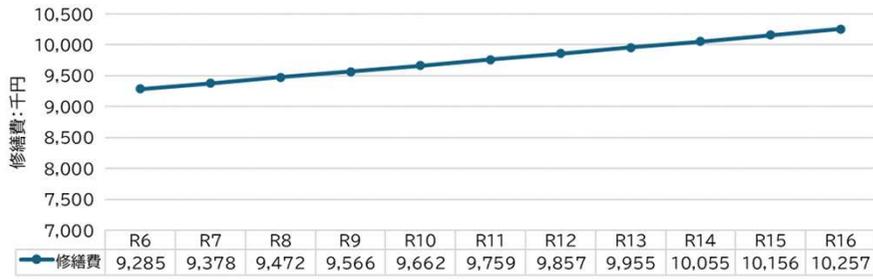
③ 110円 X 1,260,805 m³ = 138,688,550円・・・③-① (28,998,515円)

各経費の推移

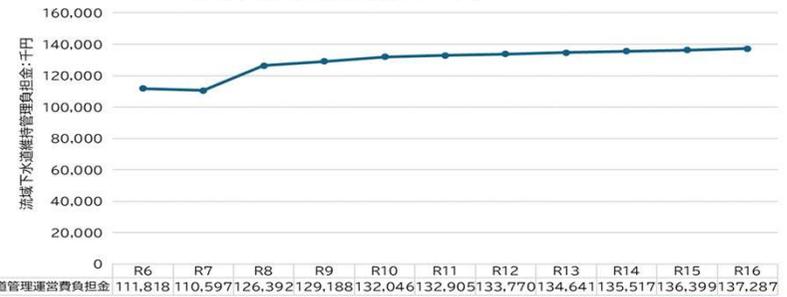
* 市野川流域下水道維持管理負担金の見直し

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
職員給与費	25,916	25,149	25,534	25,343	25,439	25,392	25,416	25,404	25,411	25,409	25,435
動力費	3,760	3,798	3,836	3,874	3,913	3,952	3,992	4,032	4,072	4,113	4,154
修繕費	9,285	9,378	9,472	9,566	9,662	9,759	9,857	9,955	10,055	10,156	10,257
材料費	272	275	278	281	284	287	290	293	296	299	302
流域下水道維持管理負担金	111,818	110,597	136,432	139,451	142,536	143,463	144,397	145,337	146,283	147,235	148,193
その他	115,028	81,793	77,624	78,401	79,185	79,977	80,777	81,585	82,401	83,225	84,058

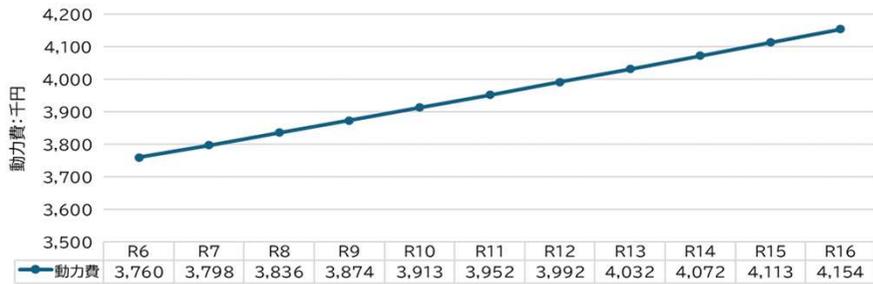
修繕費の推移



流域下水道維持管理負担金の推移



動力費の推移



各経費が物価高騰や経年劣化の影響で上昇する

繰入金の見通し

先述の今後の見通しにもあるように、収益的収入の基準内・基準外繰入金の数値が高い状態です。とくに**収益的収支・基準外繰入金**が年間で約1.3億円計上の見込みです。

現状は繰入金の補填で当年度純利益が確保できていると考えられ、今後は**安定した収益構造の構築が必要**と考えられます。



基準外繰入金の削減「雨水公費・汚水私費の原則」

1. 雨水に係る経費 = 公費（税金）など

雨水は自然現象に起因するもので、雨水の排除は都町機能の保全につながるなど、効果が広く一般町民におよぶため。

2. 汚水に係る経費 = 下水道使用料

汚水を排出する人が特定でき、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人が特定されていることから、「**受益者負担の原則**」に照らし、公費（税金）で負担すべき経費を除き**使用料**で賄う。

汚水私費の原則と合わせ

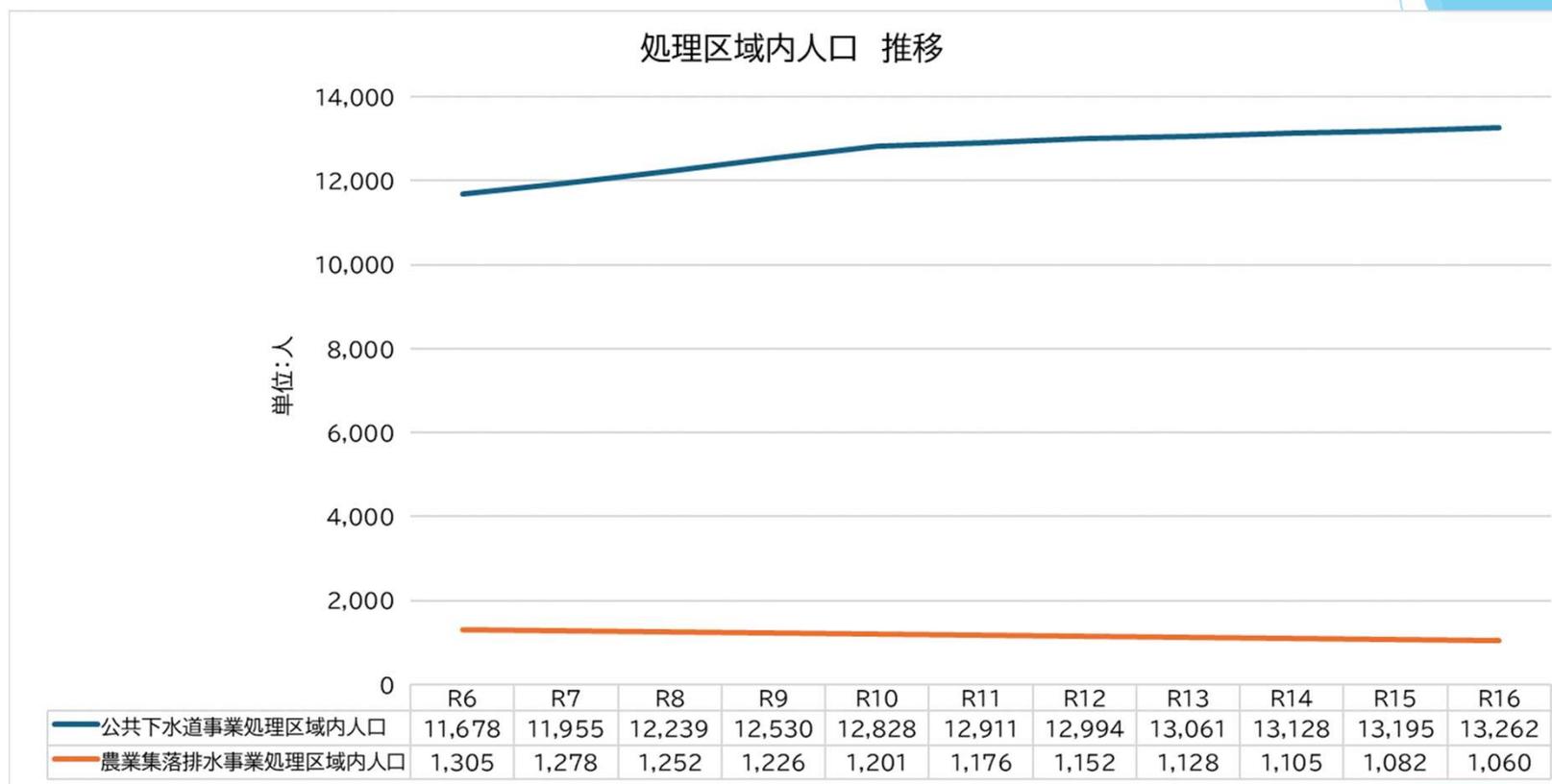


○経費の負担の原則

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

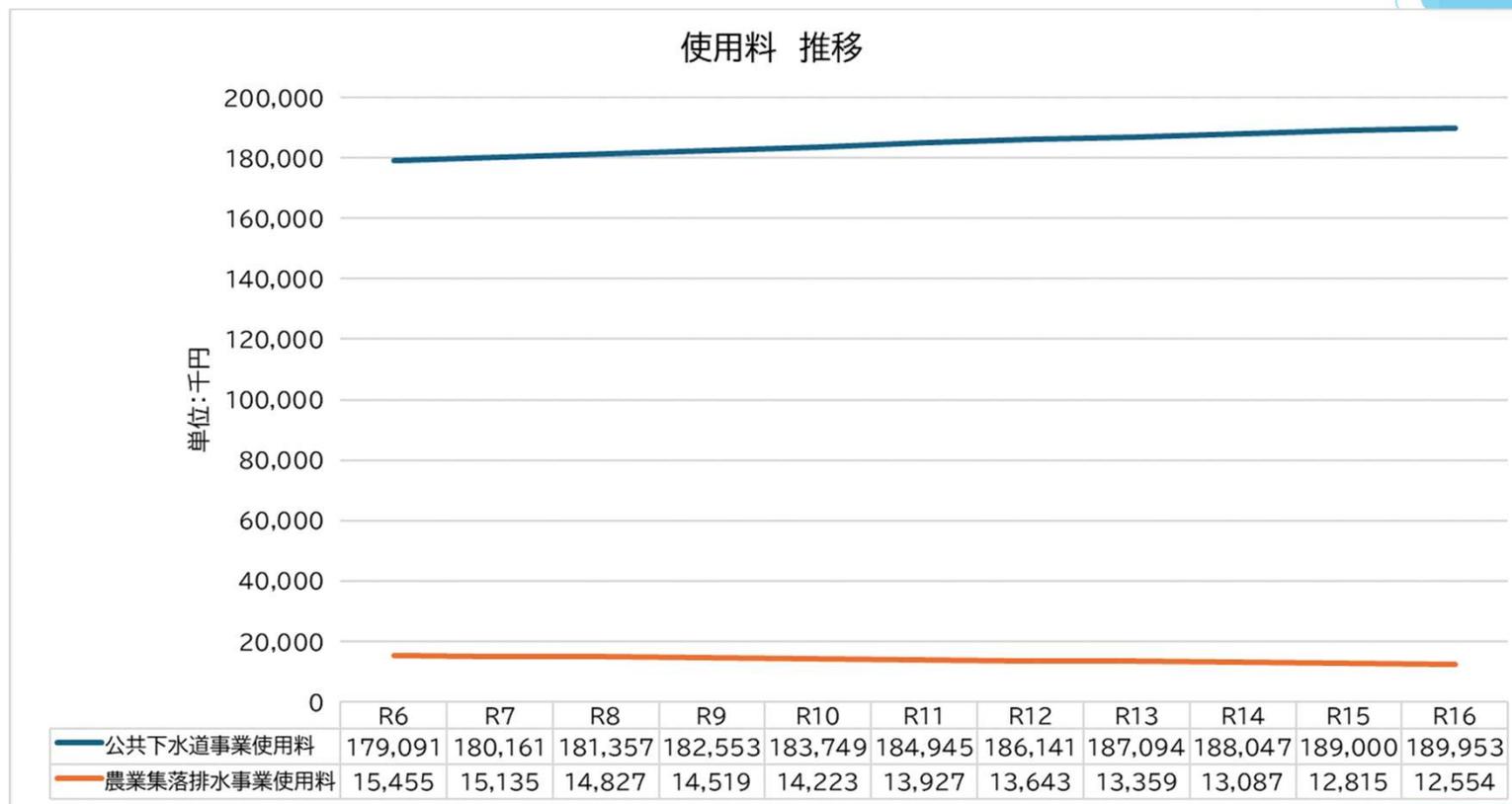
（地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）第2項）

処理区域内人口の予測



公共下水道事業は人口増加に比例し、令和16年度まで増加の見込みですが、農業集落排水事業は整備が完了しており、対象区域人口の減少により減少します。

収入の予測

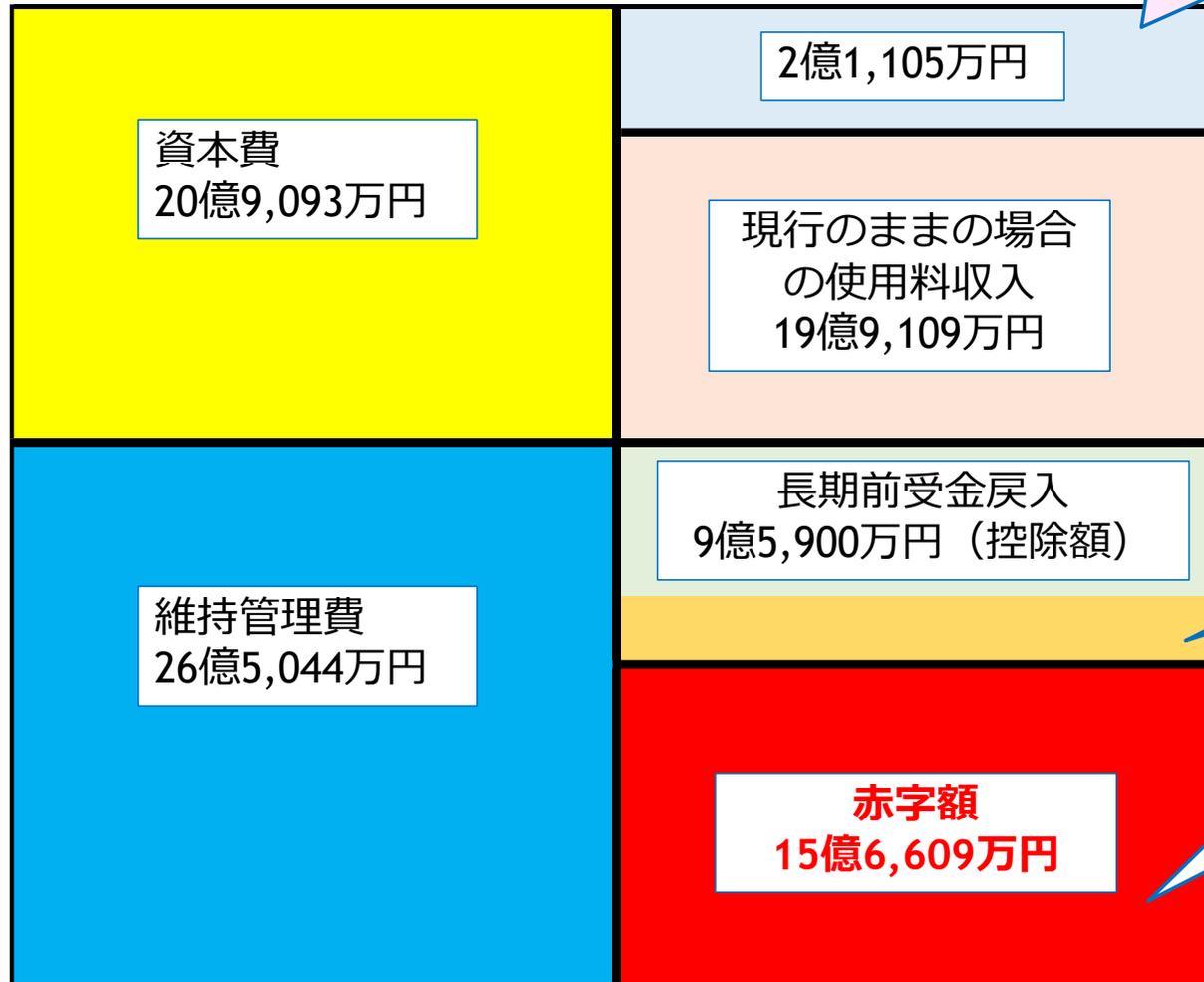


公共下水道事業は人口増加に比例し、令和16年度まで増加の見込みですが、農業集落排水事業は処理区域内人口の減少により、使用料も減少します。

収益的収支を踏まえた不足分（2事業分）

収支の予測(R7-R16総額)

* 市野川流域下水道維持管理負担金の見直し



公費にて負担できる費用
(基準内繰入金)

その他収入
1,414万円

公費負担分を考慮
しない場合
17億7,714万円の赤字

3. 下水道使用料改定案について

優先すべき事案として

下水道使用料の適正化

使用料収入の不足を補うために、適正な下水道使用料を設定します。

滑川町では汚水処理にかかる経費のうち、令和7年度から10年間で**約15億6,609万円（約1.6億円/年）**が**使用料収入で賄えておらず**、差額は一般会計繰入金等で補填している状態です。少子高齢化に伴う社会補償費の増加や人口減少による税収低下を踏まえると、一般会計からの補填は、公共下水道を使用できない約半数の町民が支払った税金の一部を公共下水道に使用していることになり、この状態が続くと町民への行政サービスの提供に支障が出るため、早急に下水道事業の経営健全化に取り組む必要があります。そのためにも、適正な下水道使用料の設定が不可欠となります。

現行の使用料体系について

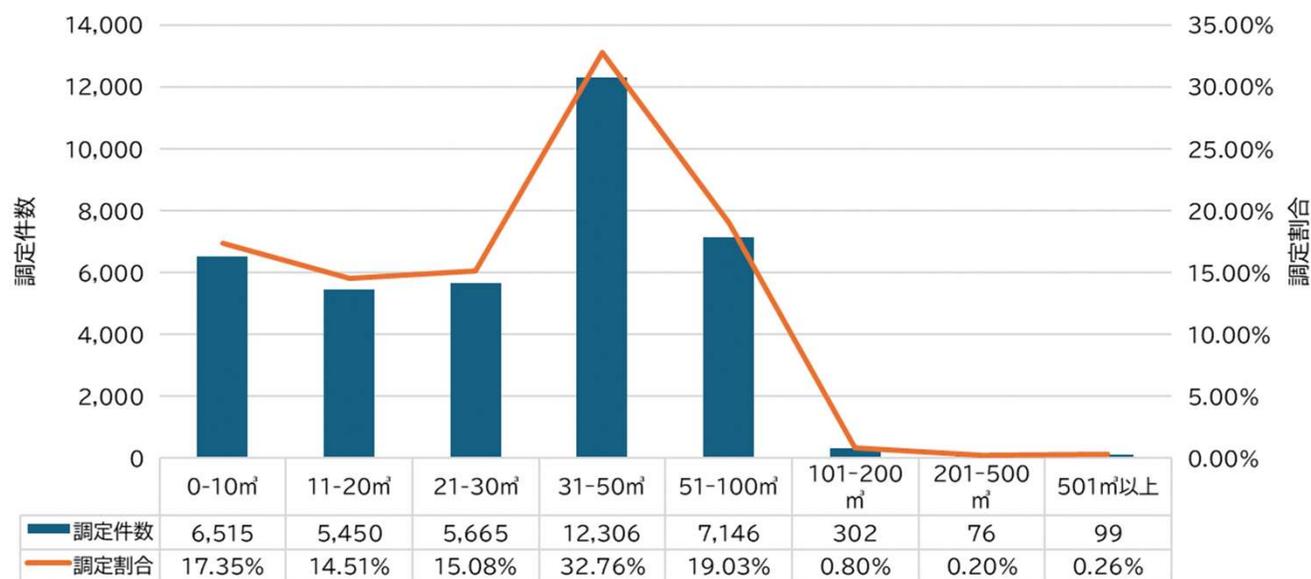
- ・ 料金徴収区分は一般汚水のみ
- ・ **基本使用料**に**従量使用料**を加算する**二部使用料制**
- ・ 汚水排除量の増加に応じて使用料が高くなる**累進使用料**
- ・ 一般家庭（2～3人の世帯）では20m³/月の使用料換算での目安は**2,530円**となります。

使用水量別の使用料(税込み)	
使用水量(1か月)	現行使用料
10m ³	1,100
20m ³	2,530
30m ³	4,180
40m ³	6,050
50m ³	7,920
100m ³	18,370
200m ³	41,470
500m ³	117,370

使用料体系の概要・考え方	基本料金(税抜)	排除汚水量20立方メートルまで	1,000円
	超過料金(税抜)	10立方メートルを超え20立方メートルまで	130円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	150円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	170円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	190円
		100立方メートルを超え200立方メートルまで	210円
		200立方メートルを超え500立方メートルまで	230円
		500立方メートルを超えるもの	260円

各水量区分ごとの利用者層について

令和5年度 調定件数と使用水量ごとの割合



滑川町の特徴として

- ・ 3～5人の世帯 (31～50m³)
- ・ 5～7人の世帯 (31～60m³)

利用者が多く、約52%になります。

また
基本使用料の範囲内の利用者である
単身または2人～3人世帯 (1～30m³)
を合わせると、**約99%**となります。

① 当年度純利益計上を踏まえた、使用料改定率の検討

以上の点と前回の審議事項を踏まえ、以下の3ケースを設定しました。

パターン①：現行の料金体系から使用料を25%改定した場合

パターン②：現行の料金体系から使用料を30%改定した場合

パターン③：現行の料金体系から使用料を35%改定した場合

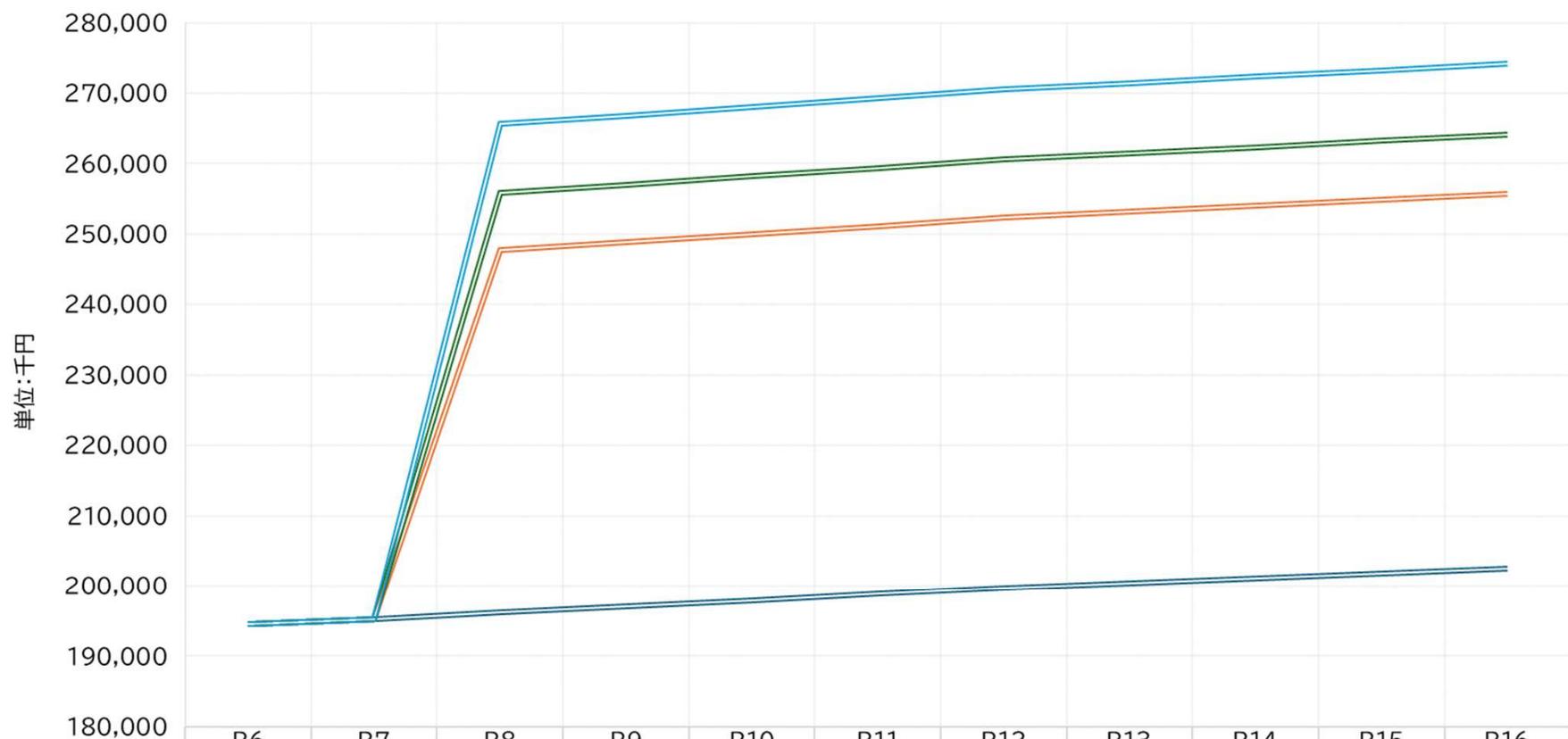
使用料収入の比較 単位：千円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
現行使用料	195,296	196,184	197,072	197,972	198,872	199,784	200,453	201,134	201,815	202,507	1,991,089
パターン1	195,296	247,763	248,884	250,019	251,154	252,304	253,149	254,008	254,867	255,741	2,463,185
現行使用料との差異	(+0)	(+51,579)	(+51,812)	(+52,047)	(+52,282)	(+52,520)	(+52,696)	(+52,874)	(+53,052)	(+53,234)	(+472,096)
パターン2	195,296	255,949	257,107	258,280	259,453	260,642	261,514	262,401	263,288	264,191	2,538,121
現行使用料との差異	(+0)	(+59,765)	(+60,035)	(+60,308)	(+60,581)	(+60,858)	(+61,061)	(+61,267)	(+61,473)	(+61,684)	(+547,032)
パターン3	195,296	265,622	266,823	268,041	269,259	270,493	271,398	272,319	273,240	274,177	2,626,668
現行使用料との差異	(+0)	(+69,438)	(+69,751)	(+70,069)	(+70,387)	(+70,709)	(+70,945)	(+71,185)	(+71,425)	(+71,670)	(+635,579)

※表内の括弧書きは、現行からの増加額を表します。

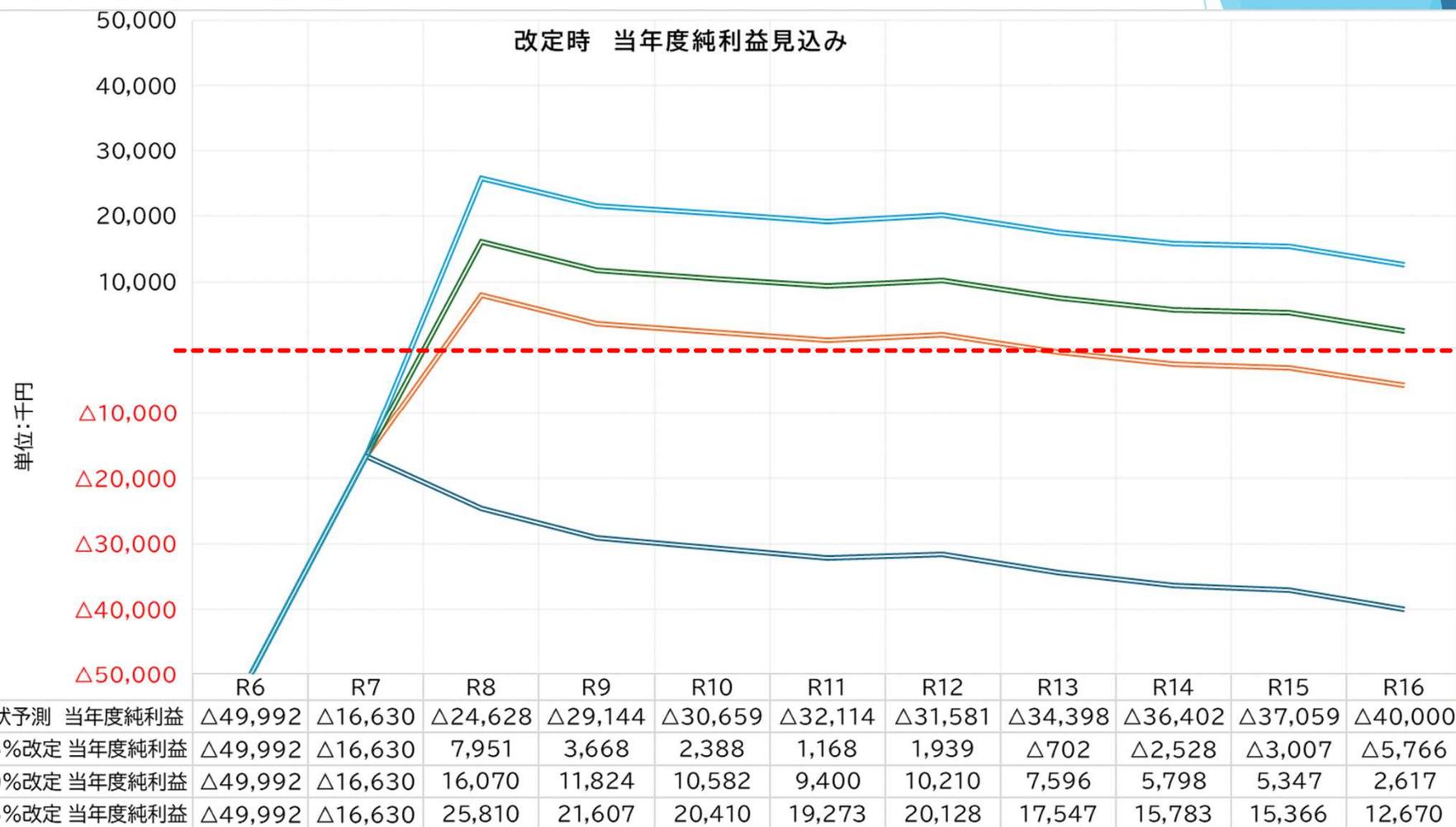
使用料収入見込み

改定時 使用料収入見込み

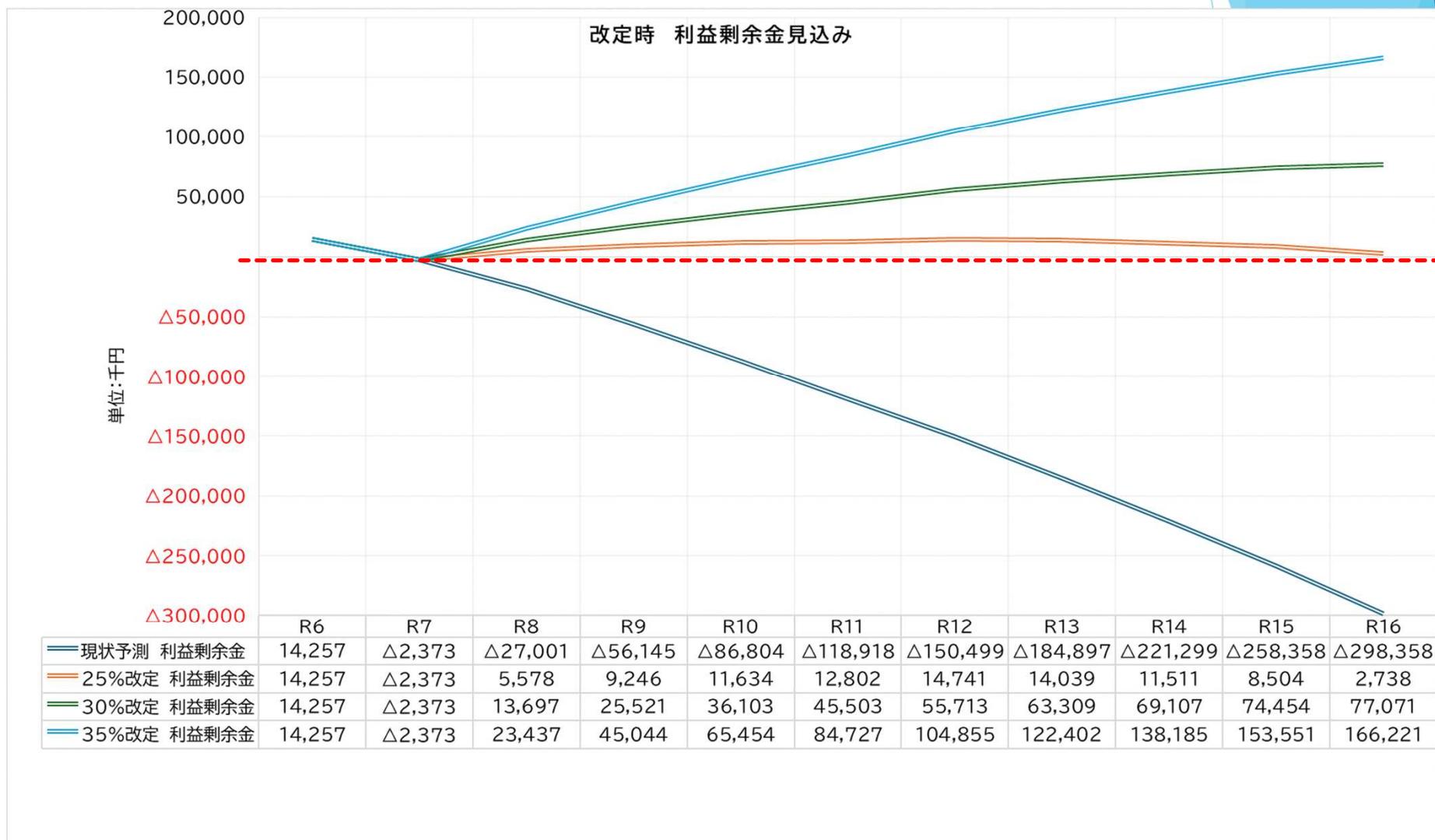


	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現状予測 使用料収入	194,546	195,296	196,184	197,072	197,972	198,872	199,784	200,453	201,134	201,815	202,507
25%改定 使用料収入	194,546	195,296	247,763	248,884	250,019	251,154	252,304	253,149	254,008	254,867	255,741
30%改定 使用料収入	194,546	195,296	255,882	257,040	258,213	259,386	260,575	261,447	262,334	263,221	264,124
35%改定 使用料収入	194,546	195,296	265,622	266,823	268,041	269,259	270,493	271,398	272,319	273,240	274,177

当年度純利益見込み



利益剰余金見込み



2 5 %改定時 使用料体系 * 料金表は別紙参照

税抜

	現行 使用料 A	改定 使用料 B	差異 B-A	改定率 B/A
基本使用料	2,000	2,500	500	125.0%
11m ³ - 20m ³	130	160	30	123.1%
21m ³ - 30m ³	150	190	40	126.7%
31m ³ - 50m ³	170	220	50	129.4%
51m ³ - 100m ³	190	240	50	126.3%
101m ³ - 200m ³	210	260	50	123.8%
201m ³ - 500m ³	230	280	50	121.7%
501m ³	260	330	70	126.9%

税込み

	現行 使用料 A	改定 使用料 B	差異 B-A	改定率 B/A
基本使用料	2,200	2,750	550	125.0%
11m ³ - 20m ³	143	176	33	123.1%
21m ³ - 30m ³	165	209	44	126.7%
31m ³ - 50m ³	187	242	55	129.4%
51m ³ - 100m ³	209	264	55	126.3%
101m ³ - 200m ³	231	286	55	123.8%
201m ³ - 500m ³	253	308	55	121.7%
501m ³	286	363	77	126.9%

3 0%改定時 使用料体系 * 料金表は別紙参照

税抜

	現行 使用料 A	改定 使用料 B	差異 B-A	改定率 B/A
基本使用料	2,000	2,600	600	130.0%
11m ³ - 20m ³	130	170	40	130.8%
21m ³ - 30m ³	150	200	50	133.3%
31m ³ - 50m ³	170	220	50	129.4%
51m ³ - 100m ³	190	250	60	131.6%
101m ³ - 200m ³	210	270	60	128.6%
201m ³ - 500m ³	230	300	70	130.4%
501m ³	260	340	80	130.8%

税込み

	現行 使用料 A	改定 使用料 B	差異 B-A	改定率 B/A
基本使用料	2,200	2,860	660	130.0%
11m ³ - 20m ³	143	187	44	130.8%
21m ³ - 30m ³	165	220	55	133.3%
31m ³ - 50m ³	187	242	55	129.4%
51m ³ - 100m ³	209	275	66	131.6%
101m ³ - 200m ³	231	297	66	128.6%
201m ³ - 500m ³	253	330	77	130.4%
501m ³	286	374	88	130.8%

3 5%改定時 使用料体系 * 料金表は別紙参照

税抜

	現行 使用料 A	改定 使用料 B	差異 B-A	改定率 B/A
基本使用料	2,000	2,700	770	135.0%
11m ³ - 20m ³	130	180	55	138.5%
21m ³ - 30m ³	150	210	66	140.0%
31m ³ - 50m ³	170	230	66	135.3%
51m ³ - 100m ³	190	260	77	136.8%
101m ³ - 200m ³	210	280	77	133.3%
201m ³ - 500m ³	230	310	88	134.8%
501m ³	260	350	99	134.6%

税込み

	現行 使用料 A	改定 使用料 B	差異 B-A	改定率 B/A
基本使用料	2,200	2,970	770	135.0%
11m ³ - 20m ³	143	198	55	138.5%
21m ³ - 30m ³	165	231	66	140.0%
31m ³ - 50m ³	187	253	66	135.3%
51m ³ - 100m ³	209	286	77	136.8%
101m ³ - 200m ³	231	308	77	133.3%
201m ³ - 500m ³	253	341	88	134.8%
501m ³	286	385	99	134.6%

目安使用料 * 料金表は別紙参照

1か月20㎡あたり	現行使用料との差異	1か月20㎡あたり	現行使用料との差異	1か月20㎡あたり	現行使用料との差異
現状予測	2,530	現状予測	2,530	現状予測	2,530
25%改定	3,135	30%改定	3,300	35%改定	3,465
差異	605	差異	770	差異	935
2か月40㎡あたり	現行使用料との差異	2か月40㎡あたり	現行使用料との差異	2か月40㎡あたり	現行使用料との差異
現状予測	5,060	現状予測	5,060	現状予測	5,060
25%改定	6,270	30%改定	6,600	35%改定	6,930
差異	1,210	差異	1,540	差異	1,870

4. 答申案について

答申（案）

まとめ

1. 使用料の改定時期

早期に改定することが望ましいが、町民周知等の準備期間とした1年間の経過措置を設け、令和8年4月1日に行うことが適当であると考えています。

2. 改定率について

本町における現行の使用料体系は、20m³までの「基本使用料」と7段階の「従量使用料」を併用していますが、今回の使用料改定においては、受益者の急激な負担増を回避し、受益者間の負担の公平性を勘案した結果、「基本使用料」と「従量使用料」について、一律〇〇%が妥当と考えています。

答申（案）

まとめ

3. 使用料体系について

基本料金については、使用水量に関わらず発生する経費の一部を各使用者に均等に賦課するものであり、改定率〇〇%で改定することが妥当であると判断しました。

超過料金については、使用水量毎の使用料に負担の偏りがないように、小口利用者の負担軽減を考慮しつつ、大口利用者に対する負担の適正化を図り、使用者の理解が得られるよう、負担の公平性確保に努め、基本料金同様に改定率〇〇%で改定が妥当と判断しました。

【滑川町の方針】

下水道事業の財政状況について毎年検証を行い、現在の予測値からどの程度乖離が発生しているかを確認します。その上で、今年度の審議会を踏まえ、令和11年度の経営戦略改定までに使用料適正化の効果についての検証し、更に見直しを行いたいと考えています。